

第1章 総論

1 計画の概要

1.1 計画の目的

本計画は、自転車が日常的な移動手段であるほかに「環境・暮らし」、「スポーツ・健康」、「観光・地域振興」などの様々な側面から、その多様な利用価値に注目し、本町における自転車の活用による地域の活性化を図ることを目的とします。

1.2 計画区域

本計画の対象区域は、大山町全域とします。

1.3 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条に基づく市町村自転車活用推進計画に位置付けます。

1.4 計画期間

本計画は、『鳥取県自転車活用推進アクションプログラム』を踏まえ、計画期間を令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。

参考資料 自転車活用推進法（抜粋）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 関連計画の整理

2.1 上位計画との関連性

本計画では、『自転車活用推進計画』及び『鳥取県自転車活用推進アクションプログラム』を勘案して、本町の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めるものとします。

2.2 各種計画との関連性

計画の策定に当たっては、本町の総合計画である『大山町未来づくり10年プラン（第2次大山町総合計画）』をはじめ、本町における各種計画との整合及び連携を図るものとします。

